軽度者に対する福祉用具貸与　フロー図

軽度者（要支援　または　要介護１）の方である。
※自動排泄処理装置で排便機能付を要する場合は要支援　または　要介護１～３

いいえ → 介護保険での給付の対象（確認依頼書の提出は不要）

はい ↓

福祉用具貸与の対象に次の項目が含まれている。
①車いす（電動カー含む）
②車いす付属品
③特殊寝台
④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具
⑥体位変換器
⑦認知症老人徘徊感知機器
⑧移動用リフト（つり具を除く）
⑨自動排泄処理装置

いいえ → 介護保険での給付の対象（確認依頼書の提出は不要）

はい ↓

直近の認定調査結果が、表１の結果に当てはまる。

はい → 介護保険での給付の対象（確認依頼書の提出は不要）

いいえ ↓

表２に該当する旨が医学的所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、貸与が特に必要と判断されている。

はい → 確認依頼書の提出が必要

いいえ ↓

介護保険での給付の対象外